

令和 8 年 2 月 4 日
みどり 3 3 推進担当部
公 園 緑 地 課

世田谷区立公園条例の一部を改正する条例

1 改正理由

新たに世田谷区立上祖師谷たなばた公園を設置するため、世田谷区立公園条例の一部を改正する。

2 改正内容

条例第 2 条別表第 1 に、次のように加える。（参考図は別添のとおり）

(名 称)	(位 置)
世田谷区立上祖師谷たなばた公園	世田谷区上祖師谷七丁目 7 番 1 号

3 施行予定日

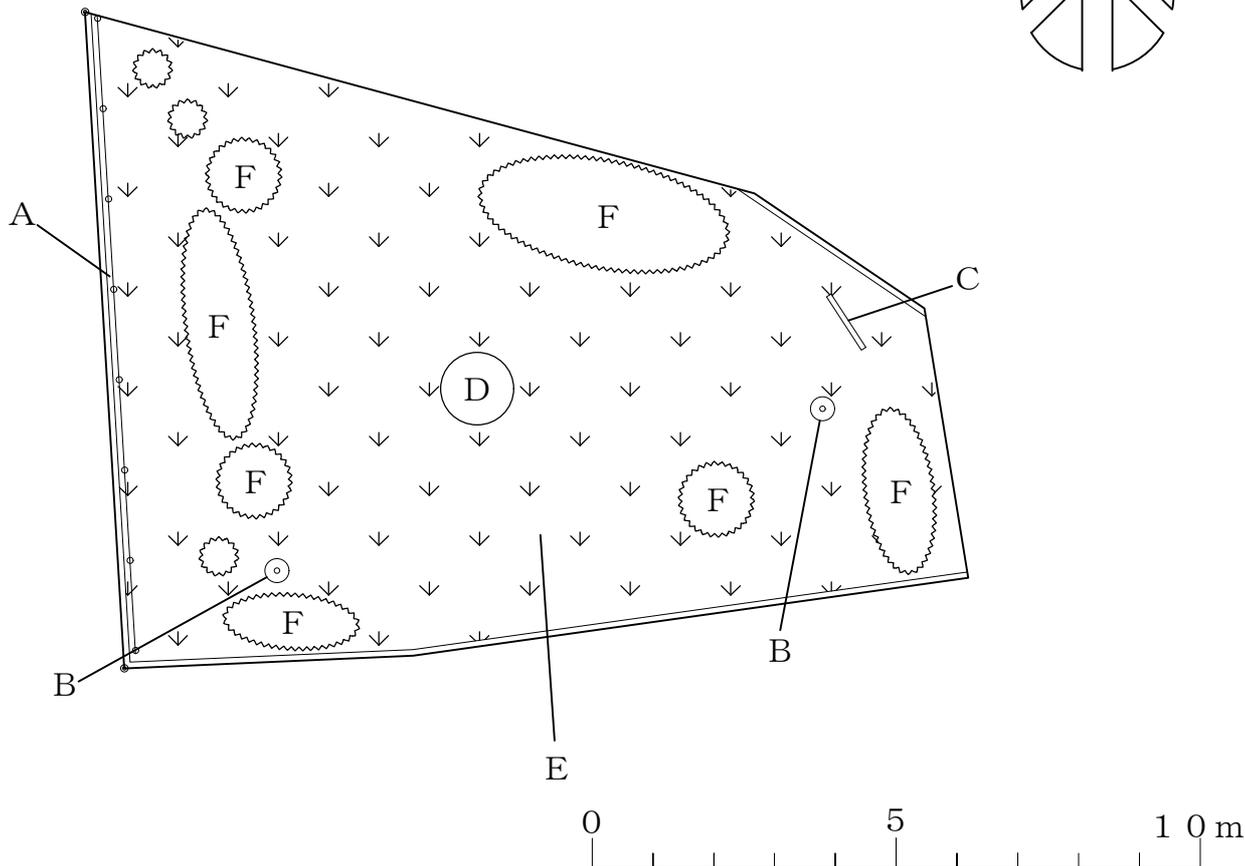
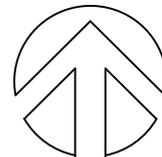
令和 8 年 3 月 3 1 日

4 条例改正新旧対照表

別紙のとおり

(参考) 世田谷区立上祖師谷たなばた公園

世田谷区上祖師谷七丁目7番1号 面積 113.51㎡



案内図



凡 例

記号	名 称	数 量
A	内 柵	10.5 m
B	足 元 灯	2 基
C	制 札 板	1 基
D	シ ン ボ ル 樹	1 本
E	芝 生	90 m ²
F	植 栽	1 式

世田谷区立公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区立公園条例 昭和33年4月11日条例第4号</p> <p>改正 昭和35年7月5日条例第6号 ～省略～ 令和6年12月9日条例第59号 令和7年3月5日条例第67号 <u>令和8年3月●日条例第●号</u></p> <p>世田谷区立公園条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条） 第1章の2 公園の設置基準等（第3条の2—第3条の6） 第2章 公園の管理（第4条—第5条） 第3章 公園管理者以外の者の公園施設の設置等（第5条の2—第5条の4） 第4章 公園の占用（第6条—第10条） 第5章 公園施設の使用（第11条—第13条） 第6章 雑則（第14条—第21条）</p> <p>付則 ～省略～</p> <p>付 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。 2 東京都世田谷区立公園条例（昭和26年4月2日東京都世田谷区条例第6号）は廃止する。 3 この条例施行の際、現に設置されている公園及び公園施設は、この条例によって設置されたものとみなす。</p>	<p>○世田谷区立公園条例 昭和33年4月11日条例第4号</p> <p>改正 昭和35年7月5日条例第6号 ～省略～ 令和6年12月9日条例第59号 令和7年3月5日条例第67号</p> <p>世田谷区立公園条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条） 第1章の2 公園の設置基準等（第3条の2—第3条の6） 第2章 公園の管理（第4条—第5条） 第3章 公園管理者以外の者の公園施設の設置等（第5条の2—第5条の4） 第4章 公園の占用（第6条—第10条） 第5章 公園施設の使用（第11条—第13条） 第6章 雑則（第14条—第21条）</p> <p>付則 ～省略～</p> <p>付 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。 2 東京都世田谷区立公園条例（昭和26年4月2日東京都世田谷区条例第6号）は廃止する。 3 この条例施行の際、現に設置されている公園及び公園施設は、この条例によって設置されたものとみなす。</p>

改正後	改正前								
<p>付 則（昭和35年7月5日条例第6号） この条例は、公布の日から施行する。 ～省略～</p> <p>附 則（令和6年12月9日条例第59号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（令和7年3月5日条例第67号）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、令和7年3月31日から施行する。</p> <p>2 別表第1の改正規定の施行前に、世田谷区立池尻北公園に相当する世田谷区立池尻北広場及び世田谷区立桜丘農業公園に相当する世田谷区立桜丘農業広場に関し、世田谷区立身近な広場条例（平成7年3月世田谷区条例第19号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、世田谷区立池尻北公園及び世田谷区立桜丘農業公園に関し、この条例による改正後の世田谷区立公園条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。</p> <p>3 この条例による改正後の別表第2及び別表第3の規定は、令和7年4月1日以後の使用及び占有に係る使用料及び占有料について適用し、同日前の使用及び占有に係る使用料及び占有料については、なお従前の例による。</p> <p>4 この条例による改正後の別表第4の規定は、令和7年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。</p> <p><u>附 則（令和8年3月●日条例第●号）</u> <u>この条例は、令和8年3月31日から施行する。</u></p>	<p>付 則（昭和35年7月5日条例第6号） この条例は、公布の日から施行する。 ～省略～</p> <p>附 則（令和6年12月9日条例第59号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（令和7年3月5日条例第67号）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、令和7年3月31日から施行する。</p> <p>2 別表第1の改正規定の施行前に、世田谷区立池尻北公園に相当する世田谷区立池尻北広場及び世田谷区立桜丘農業公園に相当する世田谷区立桜丘農業広場に関し、世田谷区立身近な広場条例（平成7年3月世田谷区条例第19号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、世田谷区立池尻北公園及び世田谷区立桜丘農業公園に関し、この条例による改正後の世田谷区立公園条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。</p> <p>3 この条例による改正後の別表第2及び別表第3の規定は、令和7年4月1日以後の使用及び占有に係る使用料及び占有料について適用し、同日前の使用及び占有に係る使用料及び占有料については、なお従前の例による。</p> <p>4 この条例による改正後の別表第4の規定は、令和7年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。</p>								
<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>1 公園</p> <p>（1）世田谷地域</p> <table border="1" data-bbox="174 1385 1066 1431"> <thead> <tr> <th data-bbox="174 1385 555 1431">名称</th> <th data-bbox="557 1385 1066 1431">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置			<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>1 公園</p> <p>（1）世田谷地域</p> <table border="1" data-bbox="1173 1385 2065 1431"> <thead> <tr> <th data-bbox="1173 1385 1554 1431">名称</th> <th data-bbox="1556 1385 2065 1431">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置		
名称	位置								
名称	位置								

改正後		改正前	
～省略～	～省略～	～省略～	～省略～
(2) 北沢地域		(2) 北沢地域	
名称	位置	名称	位置
～省略～	～省略～	～省略～	～省略～
(3) 玉川地域		(3) 玉川地域	
名称	位置	名称	位置
～省略～	～省略～	～省略～	～省略～
(4) 砧地域		(4) 砧地域	
名称	位置	名称	位置
～省略～	～省略～	～省略～	～省略～
(5) 烏山地域		(5) 烏山地域	
名称	位置	名称	位置
～省略～	～省略～	～省略～	～省略～
世田谷区立上祖師谷神明公園	東京都世田谷区上祖師谷四丁目19番20号	世田谷区立上祖師谷神明公園	東京都世田谷区上祖師谷四丁目19番20号
世田谷区立上祖師谷すずらん公園	東京都世田谷区上祖師谷五丁目22番11号	世田谷区立上祖師谷すずらん公園	東京都世田谷区上祖師谷五丁目22番11号
<u>世田谷区立上祖師谷たなばた公園</u>	<u>東京都世田谷区上祖師谷七丁目7番1号</u>		
世田谷区立上祖師谷パンダ公園	東京都世田谷区上祖師谷三丁目4番7号	世田谷区立上祖師谷パンダ公園	東京都世田谷区上祖師谷三丁目4番7号
世田谷区立上祖師谷一丁目公園	東京都世田谷区上祖師谷一丁目16番13号	世田谷区立上祖師谷一丁目公園	東京都世田谷区上祖師谷一丁目16番13号
～省略～	～省略～	～省略～	～省略～
～省略～		～省略～	